

共同親権運動

10 号

「生き別れ」よりも「共同養育」を

2010 年 9 月 19 日

7 月 24 日「共同養育の日」

7 月 24 日この日も天気がよく暑い日となりました。この日は 7 月の第 4 日曜日の前日、米国人の写真家ブルース・オズボーンさんが中心になって呼び掛けている 7 月第 4 日曜日の「親子の日」の前日です。子供と会うことができない親が子供の養育に参加したいという気持ちをこめて「共同養育の日」というイベントが行われました。会場の席は参加者で一杯になり世の中の関心の高さがうかがえました。

この日は 2 部構成で、1 部は弁護士の後藤富士子先生が「家裁はどう変わる／家裁をどう変える：単独親権／共同親権」と題した講演でした。講演では後藤先生の今までのご経験をベースとして話をされました。そのお話の中で特に印象に残ったことは、昔の大いなる志を持った家裁の裁判官、調査官が減ってきており、家裁の質の低下を嘆いていらっしゃるということです。参加者からも共感のざわめきが生じるくらい先生は的確に現状の家裁の問題点を指摘されていたと私たちも思いました。

第 2 部は、「できる！？ 共同養育」と題して、親に会えなかったシングルマザーのよしだよしこさん、別れた親に自由に会うことができた野口久美さん、そして、離婚後も子供を共同養育し育てた溝田幸さんの実体験を語る座談会。実体験を聞けるという機会はめったにないことなので、話し手、聞き手ともにトークが白熱し、時間が瞬く間に過ぎて行きました。この短い時間の座談会ではありましたが講演者の方々が共同養育を実践している、また実践できたのは、親子の愛情が何よりも優先される環境を実現できたからではと思えてなりません。そして、ここに参加されている方々も親子の愛情を何よりも優先する強い思いを持っているからこそ座談会が盛り上がったのだと思います。

この日のイベントを通して、私は誰もが親の愛情が子供には必要なことを理解しているということを再認識しました。そうであれば、誰もが共同養育を実現することは可能であると思います。しかし、それを妨げているのは、志を失くした家裁ではないのかという思いがわきあがってきました。私たちの活動は本来あるべき親子の関係を実現するための挑戦で、離婚とは関係なく子供のための純粋な親子という関係を実現していくことだと思います。(大熊)



こんなことやります 第 3 期 子どもに会えない親のための実践講座「共同親権・面会交流の傾向と対策」10 月 9 日、講師・宗像 充、「子どもに会うために私たちができること」10 月 23 日、講師・望月 蓮、「家庭裁判所攻略法」11 月 9 日、講師・宗像 充、報告・石井一、中島真紀子、時間 13:30～16:00、参加費・1500 円（3 回通しで 4000 円）、事前に申し込みください



原則交流・共同養育 共同親権運動ネットワーク

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6-12-4 コイトビル 3F

電話 03-5909-7753 F A X 03-5909-7763 メール info@kyodosinken.com

ホームページ <http://kyodosinken.com/> ブログ <http://oyakojimukyoku.seesaa.net/>

三菱東京 UFJ 銀行新宿中央支店（普）3166777 一般社団法人共同親権運動ネットワーク

私だけが会えない

植野 史

去年9月に申し立てた面会交流調停は、今年の7月で不調に終わった。始まりから終わりまでお金と面会の取り引きだった。

私は死ぬまでに子どもに会いたいと思って調停を申し立てた。もし子どもが私に会いたくないのなら、直接会って私の目を見てそう言ってもらいたかった。

調停初日でまず子どもからの手紙を受け取った。それは養育費と大学進学 of 学費援助の要請だった。合計780万円。そして、相手方から養育費の調停を申し立てられ、その後子どもから親族紛争調停を申し立てられた。

こちらから要請した調査官調査は、結局学校が忙しいからとキャンセルされた。それなのにそのあとわざわざ学校を休んで調停の場で、裁判官・

調停員・調査官を前に、「母親に会いたいとは思わない」と宣告された。

そして最終的に相手から出てきた案は、「300万円出せば子どもに会わせてやる」だった。調停員と調査官を目の前にそれを聞かされて、「身代金の要求をされてる気分です」と答えていた。

最終日の最後にやっと裁判官が出てきた。「審判に移行しますか？」と聞かれ「そうですね」と答えた。

この調停は私にとって最初から裁判所に対しての意味合いが大きかった。13年前のリベンジだと思っていた。あの時ももう少し裁判所を疑っていたらあんな結果にはならなかったと今でも思っている。何も知らず何もわからず裁判所はちゃんと裁いてくれるところだと信じていた。身も心もぼろぼろになって、もう裁判所になど行くものかと思っていた。

やり残したことは最後までやらなければならない。

先日深夜のテレビ番組でシングルファーザーの運動のドキュメンタリーを見た。離別なのか死別なのか最初の部分を見損ねたのだが、父と幼い二人の子どもの生活の様子と、父子家庭の支援を陳情するために議員会館をまわる様子が流れてい

た。一人の親が子どもを育てるということは父親も母親もどちらも大変なことである。仕事に限られてくるからである。生活を援助してくれる祖父母や親戚・友人がいないと本当に大変である。子どもの世話だけでなく仕事の時間も限られてしまうから。

テレビの中の父子家庭はきちんと今の状況を子どもに伝え助け合って生活していた。小学校低学年の男の子と年長さんの女の子。家事を分担しながら、でもお互い大好きなことが伝わってくる。なぜか涙がでてきた。画面の中の家族の姿のどこにも母親の影がなかった。そのことが悔しくなってきた。

たぶん母子家庭でもそんな感じなのだろう。離れて暮らす父親や母親がいるだろうに。こんな幸せそうな姿を見てしまうと、どうしたらいいのかわからなくなる。

子どもは本当にかわいい。自分の子どもならなおさら。目に入れても痛くないとはよく言ったものだと思う。どんなに叱ったとしてもそのあとぎゅっと抱きしめるとまた解り合える。腹が立っても笑顔を見ると許してしまったり。いっしょに暮らしていた頃を思い出して考え込んでしまった。

ちょっと前にお隣の子どもの子守りをした時に、母親は朝から子どもに「今夜は史ちゃんが来てくれるからね、お母さんはお仕事の話を聞きにいかなきゃならないからね」と言い聞かせていたらしい。すんなりと子守りに入り、母親の姿を探して泣くこともなかった。まだ2歳の子どものでも親の言うことを理解する。大きくなれば理解も増すし、言わないことまで感じて行動するようになる。

会いたくないと言った私の子どもは何と言われて何をどう理解して育ったのか。聞きたくても聞く術もない。お金と引き換えに母親に会う、なんて寂しいことなんだろう。

裁判所ではそんなことはおかまいなしに進んでいく。調停にかかわった裁判官も調停員も調査官も子どもに会っている。私以外の人は子どもから話を聞いている。私だけが会えないのである。なんて理不尽な事なんだろうと思う。

まだ審判の日程はとどいていない。



座談会 共同親権運動のこれまでとこれから

2010年9月4日

出席者 植野・宗像・石井・溝口・木船・染木・平島・蓮見

■選択的共同親権か原則共同親権か

宗像 この間の7月24日の「共同養育の日」について入り口にしながら、これまでの共同親権の議論を振り返った上で今後について展望しながら、今日は座談会をしたいと思います。

7月24日にお話いただいた弁護士の後藤富士子さんの話でおもしろかったのは、単独親権というのは強制するという話があった。わざわざ一つにする必要のないのに、どっちかに選ばせる、親権を奪っていく。養育のあり方を法律が規制していく。後藤さんは別姓の話も出しながら、別姓も別姓ができないから問題なんじゃなくって、片っ方の姓に強制的にになってしまうのが問題なんだから、そこが両性の平等に反しているんだという話をしていて。同じ視点で今単独親権から選択的共同親権という議論があるけれども、そうじゃなくて、選択的単独親権ならありうる。別姓の問題も別姓同姓選択制ならわかりやすい。原則が同姓で選択的にしたい人はそれでもいいということなら、選択的にしたい人のための法律を作ることだから、あんたたちのためだけにという議論に受け止められやすい。

それと同じ理屈で、選択的共同親権という話になれば、共同親権にしたい人のための法律をわざわざなんで作らないといけないのかということになる。だって、共同養育でできる人は今の法律でもできている。法制化すれば意識は変わってくるんだろうけれど、一部の人のための法律をわざわざ作る必要はないということになる。原則共同親権というのを言わなきゃいけないというのは、そういう視点からもある。

植野 選択的共同親権という言い方じゃなくって、そもそも共同親権が原則でしょう。

宗像 だって親どうしの関係が悪かったというだけで単独親権になってしまう。会場で発言した議員の下村博文さんは、選択的共同親権はだれも反対しないと言っていた。だれも反対しない法律なんかわざわざ作る必要ないってことにならない。今のでいいじゃんって話になる。段階的に特別立法の後に民法改正が予定されている中で、選択的っていうのはありうるかもしれないけれど、選択的共同親権というのが原則になるというのは、やっぱりおかしい。

石井 それは法律を作るときの言葉なんでしょう。

植野 考え方。共同親権したい人がすればいいんじゃないかって、基本が共同親権でしょという考え方。私たちの運動のもって行き方でしょう。

宗像 そうなっていくと、結局、親どうしで決められないってなって離婚することが多いわけだから、決められない人たちにどうやって共同親権をしていくんだって話になっていく。そこはやっぱり第三者が入っていくしかしょうがないなって。裁判所は決めるだけだから、その後のアフターケアが必要になってくる。それで支援をだれがやっていくのかということで、ぼくらはビジター

ションとか、ペアレンティングコーディネイトとかやる。

■子育ての責任

石井 共同親権で韓国の例が最近取り上げられる。それもわりと日本のメンタリティーにも近い感覚で。かつ何年か前でしょう。あれは裁判所に離婚後の養育の計画を提出して、それに裁判所がOKと言ってはじめて離婚できる。あの辺は、私は理解しやすい。私は欧米よりも理解しやすいところがある。その辺が参考にはならない。

宗像 記事を読んだ範囲の話しかできないけれど、韓国で何で選択的共同親権になっていったかというところ、経済危機になって離婚と同時に子どもを多くの親が捨てるのが社会問題になっていったとあった。そういう状況というのはけっこう今の日本と似ている。みんな生活苦の中で子育てどうやっていくのかという話になって、単独親権で虐待しているというのが、ニュースでいっぱい出ている。ぼくらは会いたいからという中から運動を始めたんだけど、逆から見ると単独親権で子どもを捨てさせている。何で私ばかり子どもを見なきゃいけないのよって、当然の理屈だと思う。しかも婚姻中も全然子どもの世話をしなかった場合。離婚も増えるかもしれないけれど、今の制度の延長で母子への経済的な支援は金がないのでなかなか現実的にならない。親がいなかったらともかく、いるんだったら、親の愛情を受けられるようにどうやってサポートしていくのかっていう行政支援のあり方に、離婚家庭支援のあり方も変わっていく。

石井 親は責任とりたいという話。

宗像 そもそも養育できない、婚姻中も。離婚後もそうなんだけど、男だってボロぞうきんみたいに会社で使われて女の人は仕事がない。それで家で子育てもということになる。だから家のことも見ないでという話にもなっていく。経済がすごくよかった時代は会社も居心地よかったのかもしれない。夫が家に帰らなくて婚姻中シングルマザーというのは昔も今もそうかもしれないし、単身赴任もあった。よく人身保護で子どもをとられたとき抵抗したけど、裁判官は「裁判官だって異動がたくさんありますから、そんなの問題になりません」と言っていた。そういう感覚でやっている人が、共同養育で男は子育てすべきだとか、したいとかいい決定とか出すわけがない。

石井 1999年頃の韓国の経済状況に今の日本が似ているのであれば、大阪の子どもの置き去り、子育て放置、ああいうことが起こりやすい状況が今あるわけでしょう。

宗像 シングルマザーが孤立しやすい環境に、社会的にも制度的にもなっているという話が問題。子育てしたくたつてできない。経験や能力の問題もあるけど、経済的にも難しい。そこんところを変えていくという話になったときに、共同養育というふうなところでギアをチェンジしてくださいっていう。

この間後藤さんは、共同親権になったって、父親も年に2回くらいしか会わない人は会わないわけだしと。そ

うなんだけど、この間電話してきたは、上の子を父親が連れて行って、母親のもとには下の子が残って。上の子との面会交流はさせるわけだけれど、下の子との面会交流もさせたいという話になっていったときに、できない。アメリカとかだと、子どもが小さくたって半々がいいよって話から始まっていくから、未婚でも。で共同養育どうにかこうにか難しくってやっていけないかと模索する。そもそも今まで育児もしなかったのに、別れたとたん父親ぶって虫がいいという意見があつて、ぼくもそう思うんだけど。そういう話に対しては、今からでも遅くないから子育てしろということになっていく。

木船 [別居親の祖母の立場] 親権の問題は、単独親権だから両方で取り合っている人達が片方にいて、それから両方で捨てたがっている人達が片方にいて、その両極面がある。捨てたがっている人がいるっていうのが、私には理解の範疇を超えているんだけど。いくら貧しくっても子育てできなくても、がむしゃらに私やっちゃうなって。

植野 捨てるという育てられない。

宗像 捨てたがっているというか、男の人に多いけど、ずっと子育てにかかわってこなかったら、子育てにかかわりたいと思わないという男は多い。そもそも愛着がなかったりする。

木船 子どもを捨てるんじゃなくて、両方で育てていくように、そういう気持ちの人のほうが大部分なわけでしょう。

溝口 ぼくの経験からいくと、多分30代でも半々ですよ。塾で教えながら何百人の親子と会ってきているけれど、結局、自分の楽しさを我慢することができない人って増えている。中卒、高卒の人が今30代くらいで、結婚して子どもができてすぐ離婚して、そういう世代って実は多い。金がないといって、子どもに夏期講習を受けさせない一方で、家族でサイパンに旅行に行っている。何も中3のこの時期に行かなくていいだろうと思うけど、自分が行きたい。そういうのは毎年2組か3組います。極端な例じゃないです。

この10何年か、当時子どもだった人にしても、いろんなことで我慢をしなくていい世の中になってきている。生活のありとあらゆる分野で。昔だったら自分が我慢をして、苦勞して子育てしてきたのが、多分感覚的に我慢しないのが本人達には当たり前なんだと思う。こうすれば得なんだ、こうすれば損じゃないんだって、そういうことばかりが、すごく世の中全体そういうふうになっちゃっている。

■子育ては楽しいか

宗像 女の人だって我慢して子育てして、男の人だって我慢して会社で働いていたのかもしれないけれど、それが得な部分もあったんじゃない。社会的にもステータスが両方あったし、待てればお金はたまるとして世の中がある中で我慢することはできるけど、ないうって話になってきた中での子育てというのは、それこそそれが楽しい、そっちのほうがいいっていう風潮っていうのは、当然強まってくる。だからイクメンっていう。あれは会社とか社会のあり方を変えろっていうのもあるのかもしれないけど、子育てにかかわったほうが楽しいっていうことじゃないですか。

この間、千葉に行って話をしたんだけど、ぼく、子育ては権利ですって話をした。そこにいた議員が、子育ては権利だって考えたことなかったって、義務だっていう。これまでと親権争いはそれは様相が違うでしょうね。

石井 世代の違いもあるような気がするけど。子育てを権利だとか義務だとかいうなとか。割合としては、ぼくらの年代はやっぱり義務だと思っていたもんな。

平島 わしは子育ては楽しかったけれど、子育てが楽しいと思っている人は、子どもをとられちゃう。多分、いやいや子育てとかしていたら、別れなかったんじゃないかなって思う。それだったら押しつけることになる。でも黙ってても子どもといっしょにどっかに行ったりするのが好きな人だったから、すごく相手は不愉快だったんじゃないですか。

染木 家族って形態は動いている。だけど法律なんて全然変わっていない。政治家だって正面向いて考えていない。特に離婚なんて誰も問題にして考えなかった。昔はもうちょっと親戚とかなんとかいた。家だって密閉のマンションじゃないじゃない。まあわれわれの世代だと見えるんですよ。密閉した社会で、簡単に離婚するし、簡単に再婚するし、女性だって働く世の中になっている。働く場所だって自分ちでやっているんじゃないかって、今はみんな会社にいくような時代だし、だから子どもは人に預ける。その辺の動きに全然対応せず、今も対応していない。

石井 家族観が違いますよね、染木さんとか私たちの世代の家族観と宗像さんの世代の家族観とはちょっと違うと思う。

■何に対する義務

宗像 子育てが義務と言われてなんでピンとこないかっていうと、何に対する義務なのかって考えてしまう。国に対する義務なのか家に対する義務なのか。

木船 産んだ義務。

宗像 たとえば、高度成長のときとか戦前もそうだったかもしれないし、産めよ増やせよというのは、国のためになるし家のためになる。それは戦後も基本的には変わっていない。世の中に対していいことしているって思っている人もけっこういたと思う。子どもを作って育て上げるということが社会のためになる。

今少子高齢化になっていったときに、こんなひどい環境で産めるかということに女性のほうはなっている。そういう中で、親が義務だからやってんのよって姿勢で接せられると子どもも大変でしょうと思う。だから虐待とか起きると思う。そうじゃなくて、子どもが何かするってことに対して楽しい。自分の経験伝えたりするの楽しかったりするし、しんどいこともあるんだけど、それ自体が喜びでそのものとして価値があるっていうのは、認められるようになってきたのかなって。昔からそうだった人は当然いたと思うけども。それが男も女も共有するっていう話になっている。

石井 それは言葉の問題で、もしぼくに義務とか責任感とかいうことであれば、それは子どもに対してではなくて、人類とか生命に対する責任だと思う。どっちかというともっと本能的なことですよ。いわゆる動物が子どもを育てるのと同じ感覚。生まれてきたんだか



ら育てなきゃ。

宗像 共同親権っていったときは、親の権利で自然権だってなるけどね。

染木 親権という考え方自体が、子どもを支配するようなイメージの気がする。

宗像 国のためとか家のためとかになっていったときは、子どもを国とか家の鋳型にはめるために育て上げるには、支配するしかない。だから支配権で法律もそうになっている。だけどそうじゃなくなって、なんかそれ楽しいよって話になっていったときは自然権なんだから、法律を組み替えていけないといけない。国のために子どもを育て上げなきゃいけないってなったら、子どもに言うこととかさせる必要がある。親が自分の経験を伝えるってということじゃなくて、よそさまのために、子どもが騒ぎを起こしちゃいけない、黙らせる、手を出すって話になっていく。

木船 でも子どもを育てるって、国のためとか家のためとか、そんなこと考えたことは一度もない。

石井 たとえば、子どもをもてなかった夫婦から見たらうらやましいだろうなって感じたことはあります。だけど、それ以外に自分の子どもを育てるのに、何かに対して、国に対してとか社会に対してとか、そういうことを考えた記憶はないよ。

染木 親権って言葉あるじゃないですか。離婚するときに、こういう言葉があるって知った。あんまり意識なんてしなかった。

宗像 意識なんかしていないんだけど、いざこういうときになると出てくる。子どもを育てられなくて、今ぼくたちは育てさせろって運動をやっているわけだけど、その人たちに対する社会的な目が厳しいというのは、おまえたちそもそも失敗したんだろうという見方をする。それは、やっぱり子どもを育てるということが社会的に評価されていて、いいことであって価値があるってことになっているから。子どもがいない人たちは、社会的には価値のないものって思っている人はいるはずだし。だからそういうふうな偏見って根強いんだって思う。

自然権とか親の権利ですって話になっていったときに、そもそもが子育てそのものが楽しいというふうな価値観がない中でそんなこと言うってというのが、過剰な欲求というふうにとらえられるところがある。

石井 いや楽しかったよ。子どもを育てるってすごく楽しかったし、私は年をとってできた子のせいか、子どもが保育園とか行くとかなると、必ず私の子どもの同級生の親というのは、私より15歳くらい若い。その人たちが、いかに子どもにかかわっているかとか、家庭がどうかというのが、ちょっとしたつきあいの中で見えてくると、やっぱり40代の人たちなんかは、ぼくらより家庭に対する、子どもに対するかかわり方が、当たり前の感覚のように感じました。

宗像 ぼくらが子どもに会いたいという欲求自体が、社会的に理解されない。年代が上の人とはとくにそうだし、裁判所は理解しない。

面会交流と言ったときに、そもそもが子どもの権利なんだから、親の権利を主張する中で議論が展開するのは懸念がある、みたいなことを言っていた弁護士もいた。そもそもがそういう論調が受け入れられる俎上というのが、裁判所の人とか年代が上の人とか、特に男も子育てするなんてことが考えにくい世代というのがあるんだと思う。

ここ最近面会交流に対して積極的な判例というののちょっとずつ出てきているわけだけど、そこも男女差がある。女の方が面会交流を求める場合は、相手が拒否的でも月1丸一日は出る。男だったら月に1回2

時間、隔月2時間とか。裁判官が隔月2時間くらいしか子育てしないんだとぼくは思うけど。その程度でいいでしょうという話になっていて、女が子育てするもんだし、男が子育てしたいなんて変でしょうというのが頭の中にあると思う。

植野 日本人の中に決められたパターンみたいなのがあったわけでしょう。男は外で働いて女が家を守ってというイメージがあって、それから脱却できていない。いろんなこと経済的にも変わってきていても、男女共同参画っていつて、女の人も働きましようっていつても、今度は保育所とか預けるところ、そこは充実していない。うちの隣の若い夫婦なんて、月15万くらいしか夫は稼いでこないのに、保育所に預けられないで待機なの。やっと保育所いれられたっていつても、今度は仕事がない。

■裁判官の認識

溝口 今回裁判をやって一番感じたのは、子どもの視点のものが何もない。今二十歳の親の離婚を経験した子どもたちが、5歳のときほんとにこう思ってたんだ、10歳のときほんとにこう思ってたんだ。親どうしの話ばかりで、子どものことが客観的に裁判所に示すものが全然ない。判決は出すけど裁判所はその後しらんぷり。虐待に合おうが貧乏していようが、ブルーシートで寝ていようが、知ったこっちゃない。

植野 裁判所もそうだし、国自体が統計が何もない。

溝口 変えていくとしたら、そこをきちんと示して子どもたちはこうなんだよってというのが、一つやり方としてはあるのかなって思う。

染木 おれの経験だと、「子の福祉」だから会わせない。「子の福祉」って何なのっていうとそこから先は出てこない。

溝口 だから相手方に全部羅列してみろって言って、多分具体的には出てこない。裁判長はそれを強制的に実行するすべを持たないから、相手方に対してできたらこうしてくださいよってという言い方をする。この人達も決められた枠内でやんないといけないから困っているんだなって、私は感じるんですけど。

平島 ぼくは昔から思っているんですけど、裁判官の評価制度がないというのが致命的。反対する人ばかりだけ



ど、少なくとも裁判員制度は少し一歩前進したとぼくは思う。だけどみんなで裁判官まじめにやってるかって監視しなかったら、まじめにやるわけない。裁判官の立場に立ってみれば、毎月何千件も訴訟をかかえるわけでしょう。まじめにやってくれるっていう気がしない。

外から裁判官ってちゃんとやってくれているのかって監視する仕組みができないと、一生懸命やる人は報われないし、一生懸命やらない上ばかり見ている人は報われる。

宗像 外部評価になってくるから、それを運動的にどうやって作っていくかっていう話になる。どっちかというところ、裁判官を名指しで指摘したほうがストレートだと思う。史さんの300万の身代金取引の要望書をネットにアップしたじゃないですか。あれを出したとたんに裁判所から見に来る人は増えましたから、それは全然違う。基本的にはお役人だから、矢面に立たされない限り、保身に走るのは当たり前。

染木 家裁自体も、これまで家庭の問題が恥だって、当事者も全然しゃべらない。いくら悪いことやったって全然漏れなかったんだよね。

宗像 もう一つはやっぱり知識がない。絶対子どもを会わせたほうがいいって思っているんだったら、裁判所だっていろいろやり方はある。だからそうは思っていないし、そんなの無理でしょって思っている。それは知識がない。

共同養育の取り決めなんて結んだってできるわけないし、破られるんだったら結ばないっていう話になっていく。葛藤が高ければ高いほど細かい条項にしていく必要があると思うんだけど、ぼくのところなんて細かい条項じゃなくて、2ヶ月に1回というだけの話に決まっているから、いつ会うかっていうのをその都度決める。それは裁判所がもめるネタを残してもめさせているとしかぼくには見えない。だけど知識があれば、そういうやり方っていうのは絶対よくないし、詳細な条項にして、破ったとしたら間接強制ができるっていう文言にすれば、今の法律の中だってある程度まで歯止めがかかる。だけどそれをやらないっていうのは、多分知識がないし、やる気もないし、どっちがいいんだっていうのが論争になっている。世代的な問題はあっても、裁判所の人が集まってやっぱり会わせたほうがいいよねって意思一致したらそうなる。あるいは最高裁の人がやっぱり面会交流は重要だって通達として下ろせばそうなる。官僚の世界なんだから。

子どもに会いたいっていう人が、こういうやり方だったらいけるとか、こういう条文だったらいけるとか具体的なものを提案していかない限り、さぼるしかない。やろうと思ったって案がないんだから、決められない。だからそのところで具体的な提案っていうのを組織だってやっていく。ハンドブックが一つあるだけで全然違う。アメリカとかだったらフレンドシップ条項ってあるわけじゃない。面会交流について積極的なほうに監護権が行く。あれが原則になっていけば、それだけで連れ去りなんかできなくなっていく。

もう一つは、家庭の問題だからといって、民事不介入だっていう話になっていない。DV法もそうだけど、外でやっていることを家の中でやったらそれは犯罪ですってなっているからDVも犯罪だけど、同じことだから、連れ去って会わせないなんてそれは誘拐罪だよって、それだけの話。家事の中に、刑法なりが入ってくるときに、中途半端にしていたら、片手落ちという話にはなってくる。

染木 誘拐は犯罪じゃないですか。一回目だけは犯罪になってないんだよね。

宗像 なってないけど、それだって今の法律でも告発したらわかんない。

染木 一回目に連れ去られたときは気が動転しちゃって、そこまで気が回らないだろうから。

蓮見 あとは弁護士にとめられるんですよ。やめなさいって。そういうのは受任しないって。できないんですよ。

■連れ去りの横行

植野 今や、こうやったら離婚できる、特だぞとかいう弁護士やらいろんな人がネット上の情報を出している。そんな中で、連れ去ればOKというのは、知識持っている人はいくらでもいる。

宗像 男の人で離婚したい人が相談に来るけど、でも連れ去ったらどうなっちゃうんですかって聞かれる。知ってることは教えるけど、だけどぼくらはそれをいいと思っていなくて、だからこういう運動してますっていう話をする。今離婚とか言うわけじゃない。離婚したいときに何を教えるかって、子どもを奪ってきなさいって教える人はいるでしょう。

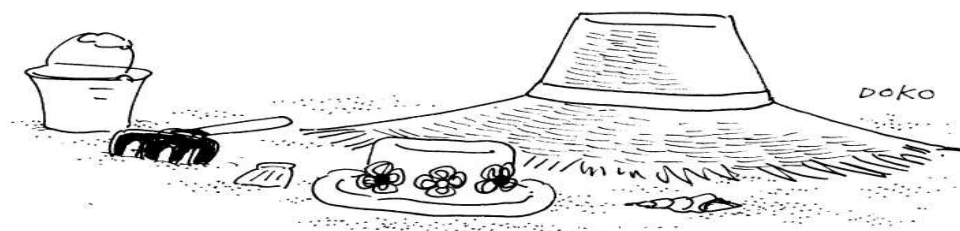
植野 だって子どもがいれば養育費払わないですむ。子ども手当は入る。今じゃ父子手当も入る。父親だって真剣に離婚って考えたときに子どもを連れて逃げるってことになっていく。これからもっと熾烈になってきて、しっちゃんめっちゃかの新しい時代が来る。

平島 連れ去ったほうが勝ちですよって教えないの。

宗像 そんな言い方はしない。最近女の人で連れ去られちゃったっていう話を時々聞くけど、やっぱりそれは相手が知識を持っていたんじゃないかなって思うときはあるよ。

植野 知識持っていないとやんないよ。

宗像 運動の側としては法律がよくないから、うまくやってくださいってことになれば、マニュアル通りだから、違うことやんなきゃいけないわけだから。煽るわけにはいかない。同居しながら離婚調停してもそこでも難しい。そこに入っていくノウハウもないし、間に第三者が入って解決していくっていう知識もない。基本的にはそこはカウンセリングの話とかADRの話になってくるんだけど、だれもそういう知識を持っていない。社会的に離婚した後に共同で子どもを見るっていう話にはなっていないから、やっぱりどっちかが主に見るでしょうという話にしかなくていかない。それも片っ方だけが思っ



いるんじゃないめ。月3回とか会えている人が、相手方は会わせているんだけど、母親の側が周りになんでそんなことするのって言われる。

植野 誰に言ってもおかしいよねっていうのを知らないってことでしょう。

宗像 子どもは誰でも会えてるのに親だけが会えないって言われると、えって思うんだけど、だれもそうは思っていない。ダーシャンが書いてたけど、こんなに難しいのに諦めずにがんばっていて、そういう人たちははずなのに、シングルマザーから警戒されている話になっている。

植野 団体の思想とかに毛嫌いされているわけでしょう。

木村 自分が子どもを囲っちゃうと、昔の男に会わせたくないのかね。

宗像 そういうの基本にある。団体の思想とか、そんなの後付けだよ。

植野 それは身勝手としか考えられない。自分子ども連れて出たけど、別れるときはこの男、とか思うし、今でも思うけど、子どもに関して父親に会わせないと、そういうふうには思わなかったもん。

子どもに対する考えとか、自分のモノ、ペット。シングルマザーの団体に入っている人が、すべて引き離しているってことじゃない。会わせたいけど会ってくれないのよっていうシングルマザーってけっこういる。結局、相手への恨みとかになる。相手に対しての自分の気持ちの整理がつかないまま、それで子育てもたいへんだし、生活もたいへんだしっていうことで、全部相手のせいになっちゃう。

染木 それを切り離させないとだめなんだよ。相手の感情と子どもとは。こういう方向でこうやってどっかで作とかなないと。いろんなケースでこうやっちゃったら、ぐちゃぐちゃになる。

蓮見 だから法律で線引きってなる。

植野 だから相手の気持ちを変えるより法律を変えるって、それしかないなって思っちゃう。シングルマザーの人たちと対立しない法律ができたらいいなって。子どもの親は二人いるんだから、二人いないとできないんだから、そうならちゃんと子どもの責任とれって、それだけいいと思うのよ。

染木 さっき、親が子どもを育てたいっていう気持ちがあるって言ったじゃない。だけど、人間として当たり前じゃない。男親であろうと女親であろうと。自分の子どもは気になる。だからやっぱり育てたいし、どうなっているか知りたい。自分として自分の子どもはこうやって育てたいっていうのがある。逆に子どもから見ると、そのほうが安全なんだよね。育てる権利ってあると思う。

■ DV と被害感情

宗像 だから安全じゃない親がいるっていうのが、反対の側の論拠なんだから、それはおおざっぱ過ぎるっていう話になってくるよね。

植野 日弁連のシンポに行ったときに、DV はだめだっていうのが基本だったじゃない。DV だったらこうなるとか、子どもに悪い影響を与えとかやっていた。結局、シングルマザーの中で、DV で離婚した割合は3割っていう。私、こんだけDV だって言っているから、もう5割以上DV だと思っていた。それを大きな理由にして、反対するのに3割って何なのって、私は思った。3割だったらそのときは例外にしようっていうことにしかないんじゃないかな。

蓮見 あのDV の定義だったら何でもDV になる。

宗像 ぼくは被害感情だと思っている。実際の被害があ

る場合も会わせてるし、なくても会わせない人がいる。暴力がない人の場合でもケアが必要だっていうのは、それはそうだと思う。だいたい離婚に至る原因っていうのは、言い分聞いてもらえなかったとか、認めてもらえなかったという話が多い。力関係がある中で、そういう関係になっていけば、それはDV というのは間違いとは言えない。おおざっぱに身体的暴力っていうことで分けても、面会ができる人はできるし、できない人はできないしってことにしかなくなっていかない。やっぱりケアっていうのをどういうふうにしていくのかっていうのを一体的に考えていかないと、だいたいこんなところに来る人たちっていうのは、どっちかという暴力がなくなって高葛藤の人が多い。だから、法律を変えればこうなるというよりは、DV も連れ去りも両方が刑罰化していくにしても、どういうふうな関与のしかたを経験として蓄積していくっていう話がなければ、やっぱり状況も変わっていかないと思うよ、法律だけ作ったって。

染木 社会的にはそういうのを扱う環境の整備も必要になる。

宗像 だからぼくらはここで相談を受けて、実験的にやっている。そういうことやっている人なんて日本にほとんどないわけだから、みんな手探りでやっている。そういう経験がない場合は、相手がDV で難しいとなったら関係を切るしか手段がない。

染木 そうなると、DV 被害者支援の環境が整わないと面会交流の話はできませんってなる。だから何を先にやるかってことだと思うよ。おれ、家裁の調査官とレポート作ったりしたんだよ。調査官は面会交流がうまくいかないのは、われわれの責任じゃないって言った。社会的な整備が整っていませんと。

木船 私は法律を作ることだと思う。

植野 法律作するためには世論作りは必要だしね。

宗像 でもDV 法なんて見たってわかるけど、法律作って保護命令ができて、自治体の努力義務として整えていく。法律ができたことによって、窓口や支援制度が一斉にできていくなんて、DV 法じゃなくてもそんなのいくらでもある。法律があるからそうなっているわけだから、そういうことはできる。だから、こういうやり方でやりますって法律を作ればそういうふうに動いていく。面会交流だって法律を作れば、自然に流れていくんじゃないかな。

木船 相手を変えることはできないんだから、法律でやるしかないんじゃない。



家事事件の運用改善に関する要望書

2010年9月7日

竹崎 博允 最高裁判所長官 様

東京都新宿区西新宿6-12-4コイトビル3階
共同親権運動ネットワーク

私たちは主に離婚をきっかけに子どもと会えなくなった親のグループです。
日々、子どもと会うことが困難になった親たちの相談を受け付けています。

離婚は家庭裁判所で扱われ、その際、親子の面会交流について取り決められることがあります。実際には家裁では親権のみ決められ面会交流や共同監護について積極的な斡旋をしていない場合が多いと見受けられます。また、面会交流の申し立てをしても月に1回以上の面会交流を確保できるのが4人に1人と、同居親の拒否感情によって面会が極めて限定され、合意の履行も同居親に委ねられているのが実態です。

他方、子どもの面会を使って慰謝料を請求されたりという相談を頻繁に私たちは受け付けます。また、裁判所を経由すれば母親に親権の90%が行き、比較的母親の求めた面会交流の斡旋には裁判官が少ない基準ながらも理解を示すことがある一方、父親の面会交流の申し出はよくても1ヶ月に2時間などと「犬の散歩」のような頻度と時間が一般的になっています。これらは、父親に意味のある子育てなど難しく、子どもの世話は母親がすべきだという意識に基づいていると考えられます。こういった裁判所の姿勢は、他方でシングルマザーを大量に生み出し、孤立化させています。最近の虐待死事件の背景には、このような裁判所の姿勢を反映した単独育児を当然視する社会認識があります。私たちから見ると、裁判所が子捨ての斡旋をしているかのようです。国連子どもの権利委員会は、今年6月、いわゆる「連れ子養子」について、家庭裁判所の許可なく行われることについて懸念を表明しましたが、日本の家裁は親の再婚によって面会交流の申し立てを却下するという、まったく正反対の運用をしてきました。「家庭の安定」が「子どもの福祉」とは必ずしもならないことは明らかです。

また子どもを連れ去られた親が子への面会を求めると、再連れ去りを懸念して面会を拒否する親の拒否感情を「高葛藤」と言い換えて面会を制約したり、限定的で曖昧な面会交流しか認めないことがままあります。このような家裁の取り決めは、かえって当事者間の合意を長続きさせず、子どもも面会交流を楽しめない結果になるのは明らかです。家庭裁判所はそのフォローアップをすることなく諸外国で100日が相当とされる面会交流の基準に比べると100分の1の面会しか認めません。法的にも可能な共同監護の手法についても知識や専門性がないとしか見えません。

家庭内暴力に対し、犯罪化と刑事罰の適用が進められてきました。親が他方の親の同意を経ず子を連れ去り会わせないというのは、一般的には誘拐であり、故に海外では親であっても誘拐罪が適用されてきました。裁判所の形だけの「家庭の安定」を強調するだけの運用は、両者の流れに逆行するものです。

単独親権制度は、離婚・未婚時のみ戦前からの規定が維持されたに過ぎず、現在では何ら合理的な理由がありません。現在の法制度のもとでも利用者本意で裁判所が運用され、裁判所がその信頼を取り戻すためにも以下要望します。

1 「家庭の安定」や母性優先などを根拠にして監護者を決定したり面会交流を斡旋したりするのではなく、裁判、調停・審判を通じ、面会交流に積極的な親に監護権やより多くの養育時間を与えるように、裁判所の運用を変えてください。

2 高葛藤を理由に面会交流を認めなかったり制約したりするのではなく、交代居住も含め、十分な面会時間を確保した上で詳細な面会交流を取り決め、また違反した場合にも間接強制の執行が可能な文言での取り決め文を結ぶよう調停や審判、裁判を運用してください。

3 子どもとの面会を使った慰謝料請求や離婚に有利になる条件の請求など、いわゆる人質取引を裁判所で認めないよう、職員の研修をしてください。また、問題が明るみに出た場合は、厳正な処分をしてください。

4 離婚後の共同養育や面会交流への意識を高めるため、裁判所の職員が、男女問わず子育てしやすい環境を整えてください。男性の育児休暇の取得や子どもが小さいうちの転勤の抑制などが、昇進や昇給に結びつかないような人事制度を整えてください。

男性運動が当事者のためのモノか、専門家のためのモノか、意見が分かれました。98年くらいの事です。学者思考の方達が多い中、当事者の意見を言い続ける私はどうも、意見が合わなくなります。男性運動の拠点メンズセンターの近くに当事者のための施設を作るのはけしからんとの結果になったメンズセンター理事会に愛想をつかした私は、京都にメンズサポートルームを開設し、男のための非暴力グループワークを仲間たちと始めました。いまから十年前の事です。

まだDV法ができる少し前の頃でした。今でこそ加害者の脱暴力支援とか加害者プログラムとかいう言葉が少しずつ認知されつつありますが、当時はDVという言葉も脱暴力支援という概念も全くありません。フェミニストや女性支援関連では既にDVは語られていましたが、DV男は変わらないという根拠のない言説のみがフェミニストの間でまことしやかに語られ、DV男を支援する味沢は危険人物とのレッテルが貼られる事になります。そのレッテルも単にフェミニストが考えたというより、メンズの中でフェミニストに迎合する男が暗に誤解を承知で操作した情報を流していたようです。もちろんそんな人たちはフェミニストには好感度が高いものですから、今はどこかの施設の館長とかに納まってる方も複数おられますし、アカデミズムの中では男性学の権威としてそれぞれ大学教授などに成り果てている方もたくさんいます。

当事者に向き合い、彼らが必要としている支援を無償で提供し続けて来た私には、地元行政はもちろん一部フェミニスト業界でも今更ながらに危険人物としてラベリングされているようです（笑）。被害女性の支援も少なからず行っている私には、被害者支援ネットワークからの案内は一度きりで、次年度からは何の案内もありませんし、シェルター運営の支援もなければ加害者プログラムの業務委託も一度だけで切られてしまいました。

こんな事ばかり書くと、私がさも恨みつらみを抱いていると思われるかもしれませんが、そうではありません。私はむしろそれで良かったと自負しています。活動の純粋性、自由な活動を維持するには、権力におもねる事はすべきではありませんから。ただ、日本のフェミニストの抱える運動上の問題が、現場ではこういう形で現れるという事を理解していただきたくて書いた次第。

この事が、DVえん罪や人道上悪質な引き離しがまかり通っている事と、無関係ではないということで、私の個人的な体験として書かせていただきました。



国連報告書の作成報告

国連子どもの権利委員会

私は、「第3回 子どもの権利条約 市民・NGO 報告書をつくる会」（以下「第3回つくる会」と書きます）において、国連子どもの権利委員会へ提出する、「離婚後の親子のつながりについて」と題する報告書の作成にかかわりました。その経緯を報告します。

先ずはじめに、体験を記した基礎報告書を提出していただいた28名の皆様、ありがとうございました。英訳を国連に届けることができました。しかし、結果から申しますと、日本政府への勧告である国連からの「最終所見」には、面会交流に関する記述はありませんでした。

先日8月10日、国連子どもの権利委員会で第3回日本政府報告審査の担当官を努められた、ロタール・クラブマン委員のお話を聞く機会がありました。その場で、第3回つくる会会員でkネット会員の平島さんが、共同親権、面会交流に関する質問を行い、それに対するクラブマン委員からの回答の中に、「面会交流等の問題は家裁をとおして解決をはかるべきであり、子どもの意見はその家裁の中で聴くべきだ。」というのがありました。それを聞いて私は、日本の悲惨な実態（例えば、親が家裁へ我が子に会いたいと申し立てた内、月1回以上の面会交流が認められたのは約3割にすぎない）が、国連には届いていなかった、ということがわかりました。

ここで、第3回つくる会から国連子どもの権利委員会へ提出する報告書について簡単に説明します。報告書は13の領域からなり（教育、健康、福祉、乳幼児保育、少年法、メディア、休息余暇遊び、家庭環境〔共同親権、面会交流はここに入ります〕、等）、さらに、日本全国から集められた基礎報告書（約400本）と、それらをベースとして専門家の方々が書く統一報告書の2段構成となっています。第3回つくる会で報告書作成に取り組まれた方々は、子どもの問題に情熱をもって真剣に取り組んでおられ、かつ、第一線の専門家や学者さん達の集まりで、私のような普通の会社員から見ると超ハイレベルです。しかしそのような中でも、母子家庭や養育費等の問題は出ていましたが、共同親権とか面会交流は、あまり知られていない分野でした。

私は今回の執筆について、当初数人の専門家の方をお願いし断られたりして、紆余曲折を経て、統一報告書の「離婚時における子どもの権利」というテーマを、現役の家裁調査官の方と担当することになり、離婚後の親子のつながりの所を私が担当しました。

私は、説得力ある報告書とするためには、裏付けとなるデータがなければいけないと、あちこち探し回りました。しかし、面会交流に直結するデータ（離婚後何割くらいの親子が会えているか等）は無いに等しく、やむなく、離婚に関するデータと司法統計から、実情を炙り出すしかありませんでした。さらに、離婚後に親子が引き離されている実態を正しく理解してもらうために、事実に基づき、事実に基づき、忠実に書きました。

家裁調査官さんとは、作成中の報告書について、当然裁判所の問題も大きく取り上げていますので、メールでかなり激しいやり取りがありました。私として、受け入れられる所もありましたが、譲れない所も多かったです。

昨年夏に、国連の審査が予測より約半年前倒しされることがわかり、急遽サマリー版を作成することになり、それを家裁調査官さんが担当しました。結局、全体のサマリー英語版だけで規定の120ページを超えてしまい、国連への提出は、それで完となりました。

また、私作成の報告書に対しては、当事者が書いていますので、公平性がない（例えば、順調に親子が会えているケースもあるはずだが書かれていない、監護親からの見方がない、会わせない理由となるDVへの配慮も必要）等の指摘もあったようです。

次回の国連審査は、5年後の予定です。

幻となった報告書は、<http://kyodosinken.com/category/trend/essay/> の「国連レポート 非公式版」にありますので、ご一読いただければ幸いです。

でたらめな調査官調査と わけのわからない結論

面会の審判にあたり、調査官調査が行われた。私は月に二回二泊三日の宿泊面会を要望し、妻は月に一回三時間F P I Cの監視付きなら認める、という主張だった。

調査官は、四〇代くらいの女性。人当たりは悪くなかったが、どう見ても現代的な家庭の問題としての引き離しや、幼児の面会交流の大事さを理解するとは思えないような印象だった。

果たしてできあがった調査報告書を見たところ、とんでもないでたらめなものであった。

以前から、友人の面会に関する調査報告書を読ませてもらう機会があり、どれだけ調査官という人間がデタラメであるかよくわかっていたので、ある意味予想どおりではあったが、それにしても異常とも思えるひどさであった。

結論からすると、宿泊は四歳の幼児の負担になるから認められない、面会は両者の葛藤が高いのでF P I Cなどの第三者機関の付添が必要というものだった。

問題は、その「理由」である。

貧困な面会にする理由として調査官が報告書に記述したのは、「妻が夫から暴力にあったと“主張”している」「両者は面会頻度や婚姻費用で争っているので葛藤が高い」から、というものであった。

もちろん暴力などはウソであり、虚偽のD V申立は取り下げられていて、その証明書を裁判所に提出している。にもかかわらず、何の証拠もなく「暴力を受けたんです」という“主張”だけを理由にして、親子を引き離すとは荒唐無稽にも程がある、というものである。

さらには、面会はお互いから葛藤が高いのであって、会わせない側の勝手なままを容認し、それについて「おかしい」と異議を唱えることを、「両者が葛藤が高いので面会は第三者の監視が必要だ」などと結論づけるのは、非常識を通り越してもはや異常としか言いようがない。

この調査報告書を読んだ瞬間、すぐに裁判所に駆け込み、「よくこんなデタラメな報告書を書いたものだ」「おまえは親子引き離しという幼児虐待の加担者か？」と強硬に異議を唱えに行こうとしたのだが、この調査報告書というのは、裁判所は弁護士を通さないとなかなか公開しない。弁護士は、事件の本人が裁判所に文句を言うことを嫌うので、仕方なく文書での抗議となった。

この他にも、四歳の子どもに、「一人で泊まりに行けるかな？」などと聞いてみたり（実の父親の家に泊まるのに、なぜ「一人で泊まる」などと表現するのか？）、至る所に非常識な調査の実態があった。

とまあ、ひどい調査官の報告書であったが、面会の頻度だけは、なぜか、「父子の関係はよいようなので月二回行うべき」などと結論づけていた。わけがわからない、という結論であった。要するに、調査官調査にしろ、裁判官にしろ、彼らは「常識的に正しいこと」「法的に正しいこと」で判決を判断するのではなく、両者の主張の間を取って、生ぬるいグレーの結論を出すのが好きなのである。

（安田孝則）

増える

面会交流事件

2年半ほど前から、面会交流の事件をいくつか続けて受任している。依頼者に紹介されて、ということだけでなく、飛び込みや友人の紹介で来られた方から相談されることも多い。他の弁護士に聞いても、「最近事件数が増えている」というのが実感。

「セクハラ」という名付けが、職場における差別的構造を背景とした人権侵害を浮かび上がらせたとされる。視点を変え、問題が可視化されることによって、今まで「我慢するのが当然」と思われてきたことが見直されたわけだ。

離婚に伴って親子が会えなくなることは、（語弊を恐れずにいえば）離婚する親が当然に引き受けなければならぬ不利益であるかのように、社会でも司法の世界でも扱われてきた。引き離された親、子双方の声・運動が、その「当然」を少しずつ動かし、「離婚した自分のせい」と耐え難いことを耐えさせられてきた人たちが声を上げたのだ。最近の状況なのだろう。この問題を一つの政治課題にまで引き上げた当事者の力はすごいと、すなおに思う。

弁護士というのは因果な稼業で、監護親の代理人になることもよくあるから、事前に相手方（とその代理人）の反応を予測してしまうのが習性だ。マニュアル通りにいかない、身が切れるような面会交流に絡むやりとりは、率直に言って代理人にとっても辛いし、簡単に割り切れないことも多い。しかし、迷いながら取り組むこの一つ一つの事件が、現実を動かすことにつながっていることも確信している。

（山本志都・弁護士）

互版

□これまで

七・二〇岐阜家裁申し入れ
七・二二kネット会議
七・二四共同養育の日「共同養育で私たちが実現したいもの」
八・一四女のグループワーク／男のグループワーク
八・二四kネット会議
八・二八千葉県印西市講座「面会交流と共同親権の傾向と対策」
九・四 kネット拡大会議、座談会
九・七 最高裁判所前アピール、要請
九・一〇国会ロビー

□これから

★子どもに会えない親のための実践講座

1「共同親権・面会交流の傾向と対策」

日にち・一〇月九日、講師・宗像 充

2「子どもに会うために私たちができること」一〇月

日にち・一〇月二三日、講師・望月蓮

3「家庭裁判所攻略法」

日にち・一一月九日、講師・宗像 充、報告・石井一、中島真紀子

時間一三三〇～一六〇〇参加費・一五〇〇円（三回通しで四〇〇〇円）、事前に申し込みください、当日参加もできます

★kネット相談日

日時・一〇月一四日、二八日、一一月一日、二五日

一八〇〇～二二〇〇場所・kネット事務所、料金三〇〇〇円（一時間、一時間超は一時間毎に一〇〇〇円の加算）

★kネット交流会

日時・一〇月二日一三三〇～一六〇〇、場所・kネット事務所、参加費・五〇〇円

★女のグループワーク／男のグループワーク

日時・一〇月一六日、一二月一日、女のグループワーク

一〇〇〇～一二〇〇、男のグループワーク一三〇〇～一六〇〇、各二〇〇〇円、場所・kネット事務所、ファシリテーター味沢道明、主催・日本家族再生センター、問い合わせ・kネット

★会えない親子のホットライン

日時・第二、第四火曜日（九月二八日、一〇月一日、二五日）二〇〇〇～二二〇〇、無料、番号〇四二・五七三・五七九一、主催・親子交流くにたち

★親子交流くにたち定例会

日時・一〇月七日（第一木曜日）、場所・国立スペースF（国立市中三一―一六）、問い合わせ・〇四二・五七三・四〇一〇（スペースF）

【編集後記】

NHKのクローズアップ現代で、離婚後の親子関係について取り上げられたり、駅前で

売っている「ビッグイシュー」で共同親権が特集されたりと、当事者たちの知らないところで、社会問題として認知されてきた。一方で、別居親

の子どもに会いたい思いと、シングルマザーたちの拒否感情や被害感情が、対立的に新聞で紹介され、議論が進むのはいいけれど、だから母子家庭のために今の制度でいいということにもならないし、シングルマザーだけのための議論をしているわけでもない。最近、子どもを連れ去られた母親の事例をちらほらと見ることがあり、明らかに相手方に知識がある。唯一の優先ルールが「実効支配」なわけで、女性支援の側がこのルールを前提に支援をしている以上、男性の側が同じことをすることを批判することはできない。単独親権ならこうなるしかない。じゃあ、ぼく

らも連れ去るように助言するかといえば、そんなわけもなく、そんなのおかしいよと言いながら、子どもに会えるように地味な努力をいっしょにする。（宗像）

会員募集と寄付のお願い

私たちは、親子の引き離し状況を改善し、共同養育・共同親権を実現する法整備、社会制度作りを目指す別居親団体です。

立法府への提言、ロビー、裁判所の運用改善、別居親への情報提供、地方自治体への要請などを通じて、親どうしが別れても、親子が親子であるための活動を行います。ホームページ、ブログを運営し、会報「共同親権運動」を発行しています。

いっしょに活動してくれる仲間、賛同者を募っています。年間費・三〇〇〇円、また、活動には経費がかかります。みなさまからのご寄付をお願いします。会費・ご寄付はメンバーに手渡し、以下にお振込みください。

■郵便振替 0013015472679 加入者名kネット

■銀行口座 三菱東京UFJ銀行新宿中央支店（普）31667771一般社団法人共同親権運動ネットワーク